

令和9年度から各臨床研修病院において臨床研修を開始する研修医の募集定員算定方法

徳島県内各臨床研修病院ごとの募集定員算定方法は、国において採用していた算定方法（「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（平成15年6月12日付け医政発第0612004号（令和7年10月21日一部改正））を参酌の上、定めることとする。

○ 算定方法

募集定員の上限（A）内において、直近の過去3年間の最大値（B）により算出される定員の基礎数（C）又は病院が希望する募集定員（D）のいずれか少ない方（E）に調整を加えて、地域医療総合対策協議会の意見を踏まえ、定員（F）を設定する。

○ 算定の基礎となる要件

A 募集定員の上限

- ・国が上限を設定する（合計のみ）。
- ・内数の医師少数区域加算については、医師少数区域にある基幹型臨床研修病院に加える（⑧）。

B 直近の過去3年間の最大値

- ・③と④と⑤（令和5年度、令和6年度、令和7年度の受入実績）の最大値とする。

C 定員の基礎数（Cの合計＞Aの合計（内数を除く）になる場合、C'）

- ・ $C = B + \textcircled{6}$ （派遣加算）とする（ただし、小児科・産科プログラムは $C = \textcircled{7}$ ）。
- ・各病院の合計が内数を除いたAの合計を上回る時、小児科・産科プログラムを除き、次の式を用いて、各病院の人数を調整する（小児科・産科プログラムは $C' = \textcircled{7}$ ）。

$$C' = C * (A \text{の合計} - \textcircled{7} \text{の合計}) / (C \text{の合計} - \textcircled{7} \text{の合計})$$

（小数点第1位切り捨て（切り捨て後の数字が0になる場合は1とする。））

D 病院が希望する募集定員

- ・各病院が希望する人数とする。

E 定員

- ・C（C'）とDのうち少ない方とする。

F 令和9年度から研修を開始する研修医の募集定員（案）

- ・Eに⑧、⑨、⑩（各調整）を加えた人数とする。

○ 加減算調整要件

①「医師少数区域」

- ・厚生労働省が公表する医師偏在指標における医師少数区域に所在する場合、「○」としている。
- ②「医師不足地域」
    - ・人口10万人対医師数が全国値を下回る二次医療圏に所在する場合、「○」としている。
  - ③「R5研修医受入実績」
  - ④「R6研修医受入実績」
  - ⑤「R7研修医受入実績」
  - ⑥「医師派遣加算」
    - ・研修医の募集を行う年度の前々年度末の時点において医師派遣等が行われている常勤の医師数が20人以上の場合を1とし、5人増える毎に1を加え、80人以上の場合を13とする。
  - ⑦「小児科・産科プログラム加算」
    - ・Fまで計算した値が20以上の場合（16以上の場合は、加算を希望した場合）に、4を計上する。
  - ⑧「医師少数区域加算」
    - ・徳島県に配分された医師少数区域加算配分を加算する。（R9年度は加算0）
  - ⑨「最少人数調整」
    - ・1病院当たりの定員が1となった場合、全体の定員がAを超えない範囲で募集定員を2にするための調整として、1を加算する。
  - ⑩「都道府県調整」
    - ・各病院のDを上限とし、次のとおり、加減算することができる。
    - ・「Eの値が0であっても、基幹型病院の指定基準を満たし、協力型病院として2年相当の研修実績がある病院（②に該当する場合に限る。）は、2を計上する。
    - ・自治医科大学の卒業生（R9卒業予定者に限る）を受け入れる病院については、DとEの差を上限とし、その人数を加算する。
    - ・この算定方法に記載のないことについては、施行通知を準用し、また、各病院の研修医の受入実績、地域の実情等を勘案し、適宜人数を計上することができる。